

子ども支援金 徴収額最大月950円

政府が加入保険別試算

政府は29日、少子化対策の財源確保のため公的医療保険料に上乗せする「子ども・子育て支援金」に関し、医療保険別に月平均徴収額の試算を公表した。保険料を払っている被保険者から新たに徴収する平均月額最大は、共済組合の公務員らで2028年度に1人当たり950円。大企業の会社員が850円で続く。支援金創設を盛り込んだ少子化対策関連法案は、4月2日の衆院本会議で審議入りする予定。野党は説明が不十分と追及する構えだ。

子ども・子育て支援金負担額の試算(平均月額(円))	2026年度			27年度			28年度									
	被用者保険	協会けんぽ	健保組合	共済組合	国民健康保険	後期高齢者医療制度	被用者保険	協会けんぽ	健保組合	共済組合	国民健康保険	後期高齢者医療制度				
被用者保険	450	400	500	550	350	200	600	550	700	450	250	800	700	850	950	350

政府はこれまで、実際には支援金を払わない子どもも含め、加入者1人当たりの平均月額を28年度に500円と説明。今回精査し、450円になると明らかにした。給与から支援金を天引きされる被保険者1人当たりの徴収額の方が、加入者ベースより実際の負担に近い試算となる。

雇用されている人の「被用者保険」では、26年度は公務員らの共済組合が550円、大企業の健康保険組合が500円、中小企業の国民健康保険協会(協会けんぽ)は28年度に700円と見込む。被用者保険は労使で支援金を分担するが、試算は事業主側の負担を含めていない。

政府が「支援金」を充てる予定の施策と実施スケジュール



0円となる。75歳以上の後期高齢者医療制度は個人単一年度には350円に増える。低所得者には軽減措置を実施する。試算による収入80万円の場合、支援金月50円。

「実質負担ない」「ズルズル…」

められる。

所得別などの具体例示さず

支援金を巡り、岸田文雄首相は2月6日の衆院予算委員会で、2028年度時点の1人当たり月平均負担額を「500円」と提示。賃上げや歳出改革により「実質的な負担は生じない」と繰り返してきた。だが保険料として徴収するという意味では、負担であることに変わりはない。

首相は今年28日の参院予算案

でも、負担増への懸念に対して

「負担額が多い場合は、基本的には歳出改革による保険料軽減効果も大きく、なる」と強調した。だが「軽減効果」に相当する医療・介護分野の歳出改革の具体的な内容が見えないため、制度的な納付感や不安払拭にはつなげられないのが実情だ。

は、今年10月分の支給から始まる児童手当の抜本的拡充など、

提示が欠かれない。

法政大の小黒一正教授(公共経済学)は、昨年12月に政府が閣議決定した「子ども未来戦略」に保険料率の上昇を最大限抑制すると明記したことに触れ、「決めたことは実行しなければならぬ。医療費の伸びを中長期的な名目国内総生産(GDP)成長率に沿って制御するなど、若者や子育て世帯の手取り所得を増やす具体的な仕組みを導入すべきだ」と訴える。(坂田奈央)

次々と実行される。政府は、急速な人口減少の反転に向けた「世代を超えた連帯」を呼びかけているが、そのためには情報の開示や負担を抑える具体策の提示が欠かれない。

政府の少子化対策 岸田文雄首相が2023年1月に「異次元の少子化対策」を掲げ、児童手当や育児休業給付の拡充、親の就労の有無を問わず保育料利用できる制度などを盛り込んだ「子ども未来戦略」を同年12月に閣議決定した。国と地方を合わせて新たに年3兆6千億円規模の予算を充てる。財源確保の仕組みが整う28年度には、「子ども・子育て支援金」で約1兆円、社会保障の歳出改革で約1兆1千億円、既定予算の活用で約1兆5千億円を捻出する。支援金の徴収は26年度から始め、段階的に引き上げる。

用語解説

世帯(年金収入のみ)で年収80万円の場合、支援金月50円。